

第3回 松伏町総合振興計画審議会 会議録

日 時：平成25年10月8日（火）18：30～20：45

場 所：役場本庁舎2階 201会議室

出席者：

【審議会委員】渡辺 忠夫委員、堀越 利雄委員、梅山 洋一委員、中條 佑希委員、
三反崎飛鳥委員、山崎 隆彦委員、鈴木 明委員、中村 利子委員、
草場 亮輔委員、小島 朗委員、若盛 正城委員

【策定委員会委員】教育長 御処野 紀夫、総務課長 鈴木 寛、企画財政課長 立沢 昌秀、
住民ほけん課長 里見 純庸、税務課長 増田 和義、福祉健康課長 梅原 秀人
環境経済課長 青谷 達夫、まちづくり整備課長 日比野 恭彦、
会計室長 鈴木 則子、教育総務課長 岡本 順、教育文化振興課長 深井 和幸

【事務局】主幹 石川 敏、主任 小滝 文人、主任 杉山 量平

【策定支援業者】㈱アイアールエス 主任研究員 牧野 昭雄、研究員 義田 修子

欠席者：鈴木 初行委員

配布資料：・松伏町第5次総合振興計画基本構想（素案）の修正について
・松伏町第5次総合振興計画基本構想（素案）
・松伏町第5次総合振興計画基本計画（素案）施策体系図

1 開 会

渡辺会長：7月30日に行った第2回会議において、これまでの検討経過、基本構想の草案について審議頂いた。それを踏まえ、本日修正案が提示されたことから、あらためて協議頂きたい。今後町のホームページ等でも素案を公開し、町民の皆さんよりご意見を頂く。それが最終案となるので忌憚のないご意見を頂きたい。

2 協議事項

（1）松伏町第5次総合振興計画基本構想素案について

・事務局より、配布資料を用いて説明があった。

■委員意見

審議会委員：第2回会議において各委員から頂いた意見を反映し修正したものが資料2として示されました。この修正案について、ご意見があれば伺いたと思います。

審議会委員：合併について1点おたずねしたいと思います。資料中に具体的な記述はしていないと書いてありますが、各市町長では合意形成がされており、最終的には目指すということであれば、総合振興計画の10年間を目指すなかでは、何らかの記述が必要ではないかと思えます。

企画財政課長：委員からご意見があったとおり、合併については、具体的な記述はしておりません。これまで5市1町でいろいろ研究してきたなかでは、各市町長が合意し政令指定都市

を目指すとは概ね8年ほど要するとの調査結果が出ています。この8年間で計画のなかに入れるのかというと、現状では難しいところがあります。各市町長がいつ合意するかなど様々な条件があります。合併については政令指定都市を目指すことについては合意していますが、いつからかについては、継続的に議論をしていく予定です。

審議会委員：合併の件については、町の方から説明があったとおりでと思いますが、参考までに他5市の動きとして、関係した情報は出てきているのですか。その動向により記述は変わってくるのではないかと思います。

企画財政課長：6市町で議論を平成15年から様々な形で展開してきました。出発点としましては、平成15年に各市町長間で最終的には政令指定都市を目指すという合意しました。その後、事務方としましては、合併する手順や先進事例の研究を行い、結果的に8年かかるという調査結果をまとめました。また、他市の状況ですが、市議会を含めた議論がされているようですが詳細はわかりません。

審議会委員：第2回の審議会の会議録及び今回の素案を全て資料到着の日に目を通しました。第2回目会議に出席した委員の発言が相当数盛り込まれていたもので、個人としては、今回の第3回の資料については基本構想的にはあまり問題がないと思っています。ただ、ひとつだけ、厳しいことを言いますと、2回目の会議が終わってから本日の3回目の会議までの間に、松伏町の議員から第5次総合振興計画の基本構想の説明を全員で、常任委員会の勉強会ということで実現した。その時の内容は、大きく分けると、人口の推移については、多くの議員から31,000人を実際に維持していくのは大変だという意見がありました。また、その裏付けとして高齢化社会ということと、民生費の増大があるということで、財政的にもよほど思い切った取組みをやらない限りは、土地利用について、構想としては良いが、実現するかどうかという質問がありました。基本構想案P30「大綱7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり」の中で、「自主財源の拡充」という表現などは、やはり、一つには構想なので前向きな発言をすることは非常によいことだと思います。ご存じのようにアメリカの国会が歳入額の増加を求めて、もしかすると、一時的なデフォルトの可能性もあると言われていています。実際にはどうなるかわかりませんが、日本より遙かに1200兆円を越える債務がふくれあがっています。このなかで、財政的に今と同じかそれ以上に財源が入ってくるとは考えにくいです。そういうことも盛り込まなければならないということになると、「②財政運営の改革」に位置づけた「◎財政健全化の推進」では、時には効率的な行政運営を財政的な無駄を省くような削減的な姿勢のような厳しいものも一方では対応するなど、両面から検討する必要があると思います。全部バラ色でこうしますということとは別に、10年という長い期間なので予測は誰もがしにくいですが、現実問題として、いろいろな意味の行財政のピンチがあることふまえて、「基本構想だからバラ色」ではなく、それに対応できるような文面に、そのあたりの姿勢を盛り込みながらやる時期に来ているのかなという気がしています。そのあたりについてはいかがでしょうか。

企画財政課長：委員からの計画と財政の両面についてです。町の財政状況は、国予算に大きく左右されます。これは町予算80億円のうち、約30億円が皆さんからお預かりする町税、残り50億円が補助金や使用料や手数料などです。その50億円のうち、15～18億円は国からの地方交付税といわれるものです。この地方交付税の増減により町財政が大きく左右され

る面があります。今後、町の財政を勘案したなかで、今回計画として提案されている事業を行う際には、当然、国の財源についても研究や情報収集が必要になると思います。そのなかでも国財政が大変厳しいということは我々も聞いていますことから、町の財源のうち、町税として入ってくる30億円を増やす努力が欠かせないと思っています。皆さんからお預かりする住民税、固定資産税などの税収のアップも講じていかないと5次総合振興計画は難しいと考えています。そうした意味合いから、町では現在、第5次行政改革大綱を定め、行政運営全般の見直し、または財政面の見直しを行っているところです。こういった面で大綱7に行財政改革を位置づけたところです。

審議会委員：大綱7に「自立的なまちづくりを推進する」という表現がありますが、全くそのとおりだと思いますし、自主財源の拡充ということに取り組んでいかなければ将来の松伏は消え去ってしまう危険性もあるので、なんとしても実現させなければならないと思います。「自立的なまちづくり」という表現は魅力的ではありますが、その後ろにある税収入の工夫、それに向けての表現の仕方をどのようにするのか。P30で言えば①～③という分け方となっていくわけですが、大綱にある「質の高い」という表現に向かっていく。これは第4次総合振興計画のなかでもこういう表現だったのか、表現はきれいで大事なものだと思うのですが。

企画財政課長：現行の第4次総合振興計画のなかの位置づけですが、基本計画に「行政運営の質を高めるため、柔軟で効率的な行政経営を進める」という表現が現在掲げられています。

審議会委員：「質の高い町政運営」と「行政運営の質を高める」では若干意味合いが違うと思います。「質の高い」という表現でまちづくりを進めるという願いのもとで言えば、非常に上品な表現だと思います。「質の高い」という表現は非常に魅力的で全てに通じる意味合いだと理解しています。この町政運営そのものの質は高いのだが、全ての事に「質の高い」という表現がどこかに含まれていると、新しい表現の仕方になっていくのかなと思います。一步グレードアップしようとしているのだなという解釈になっていくのかなという気はします。大綱7だけではもったいないと思います。

審議会委員：第5次総合振興計画ということなので、第4次総合振興計画までのいろいろな総合振興計画のもとで現在まできていると思いますが、総合振興計画とはひとつの理念や提案、希望というものだと思いますが、過去を振り返ってその具体的な道筋をどう立てているのでしょうか。例えば大綱7までありますが、その内容はだれも否定しようのない非常に良い言葉であります、胸に響かない部分もあります。実際にいろいろと実行するための道筋が、大綱ごとそれぞれに具体的なプロジェクトチームをつくっているのでしょうか。

また、農業の問題にしても、専門外ですが、今後TPPの問題や大規模農業など、厳しい話もしないと後継者のことも答えられないのではないかなと思います。私に関係するところでも、これから介護保険を取得して、保険料は年代年代で皆払っておられるわけですが、利用する面で、介護施設そのものが公的なところがなかなか財政面の関係で建てることできません。要介護認定を受けたが、入居も利用もできません。私立の有料の介護施設ができて、よく報道がされる場所ですが、施設の質はピンキリで、これを放置してよいのでしょうか。介護施設の充実ということについて、財政的な面での裏付けなど、具体

的な道筋がどういうプロジェクトをもってやられるのか、これだけの大きな問題が絡んでいます。部所としてチームを作ってやっているのでしょうか。

企画財政課長：これまでの計画に位置づけられたプロジェクトに対する町の執行体制については、そのプロジェクトによって違ってきます。東埼玉道路など大きなプロジェクトについては、庁舎内のプロジェクトというよりも、松伏単独ではなく近隣の同じような環境にある市町との協力体制が必要となってくるため、協議会等をつくり要望活動を実施しています。また、庁内の事業については、関係課だけでなく、案件ごとに担当課が中心となり関係する課を集めたプロジェクト会議というものは常日頃からやっています。また、プロジェクト会議を通じると1担当課だけでなくさまざまな手続きが速やかに進むということと、事業を進めるための情報が1課よりも飛躍的に増えていくという観点から、ケースバイケースで実施しています。

住民ほけん課長：大綱2に「健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり」という部分について、委員よりお話があったとおり、「在宅介護サービスの向上と介護福祉施設の充実に努めます。」というような記述をしています。町では、総合振興計画が町のさまざまな計画の指針ということで、これをもとに町の事業を運営しています。これをもとにして町の介護保険事業計画を策定しています。計画としては第5次総合振興計画の1年後に第6期の事業計画を策定する予定であることから、当然町の総合振興計画に沿った形で介護保険の事業計画を策定していく予定です。町としては、現状の施策に対して今後5～10年の計画において介護事業を充実させるというなかで、在宅と福祉介護施設の充実に努めていきたいということからこのような表記をさせて頂き、これに基づき個々の介護保険事業計画を展開していく考えです。どのような形で在宅介護サービスの向上に努めていくか、また、施設の数を増やす、それ以外にも今ある施設をどのような形で充実させていくかということを含め、計画のなかに示していきたいと思っている。

審議会委員：資料1のP6「町民への情報発信や情報の共有」の中央の素案の欄、一番下の段に「町民と行政の協働のまちづくりに向けては、…環境を整えるとともに、」とあります。それは大事な表現だと思いますし、理想的な表現で良く、「協働関係も築きます。」とあり、これも全くその通りだと思いますが、具体的に10年を見通したうえで、こういったものが案としてあるのか、参考に聞かせてもらいたいと思います。今まで振り返ってみて、町民がまちづくりに参加しやすい環境で何があったかと感じています。いろいろな公聴会があり、地域別に開催してきていることも知っています。また、「まちづくりに参加しやすい」という意味で総務課を中心にしながらいろいろ進めてきているのも分かっています。「協働関係」という非常に優しい大事な言葉ですが、それに向かっている方向性、公聴会等を大事に活かしながら10年を見通した話の内容の充実に向けていきたいということだと思いますが、更に今までやってきたことに加えての工夫という案があればいいと思います。

まちづくり整備課長：各課でいろいろなことをやっているため、1例をあげさせて頂きたいと思います。例えば、まつぶし緑の丘公園、県が設置し町が指定管理者となっていますが、地元自治会や大川戸の住民を中心に、今月末にも行われるコスモスまつりなどのイベントを主体的にやっています。そのなかで町ができることを支援しておりますが、これもひとつ

の協働関係だと思えます。こういったものをますます活性化してまつぶし緑の丘公園を盛り上げていきたいということがひとつ、更に今後、大落古利根川において、県が遊歩道を整備していきます。これは埼玉県が推進している川のまるごと再生プロジェクトのなかで、県・町・地元住民が一丸となって川の再生に取り組もうとするものですが、県は遊歩道を整備するだけ、町はそれに協力するだけというものではなく、例えばできた遊歩道について、地元の有志が維持管理など、これは一部やって頂いているところも既にありますが、そういったなかでの協働関係を築いていければと思っています。基盤整備、遊歩道をつくるのは県かもしれないが、作ったものを活かし、地域のコミュニティを広げていく等のやり方もあるのではないかとことです。事例として2点ばかり上げさせて頂きましたが、各施策にも同様の考え方が持ち込めると考えています。

審議会委員：今後の10年間なので、見通しとしては、そのんびりもしてはいられません。具体的な計画のなかで、「協働関係」という非常にすばらしい表現なので、単発でやらなければいけないことと、行政サイドで全庁をあげてという方向も当然含まれていくべきではないかなと思います。これはすべての分野においてそうだと思います。内容について、担当するそれぞれの課がリンクしながら効率よく、明確に町民に伝えながら、その意識を高めていけるような施策が必要ではないかと思っています。素晴らしい各課の取り組みを知っているつもりですが、それが住民に浸透していない傾向もあるような気がします。今後の10年は、市町村合併も含め、相当時代が変わっていくと思います。オリンピックが7年後に開催されます。それらも含めたまちづくりなので、しかも東京から30km圏内という立地も含め、農業のブランド化等をぜひつくって有名にしていきたいとお願ひしたいと思いますが、やはり、だらだらしているのでは完全に遅れてしまいます。そのため、今までに取り組んだものから、かなり意識してレベルアップして質の高いものに、この町の内容に取り組むための、行政としての一体化をぜひ意識して頂きたいと思います。単に各課が取り組んだからやったということではない時代になってくると思うので、連絡調整も含め、総合的な取り組みに向けていって頂きたいと思います。

審議会委員：第4次総合振興計画から第5次総合振興計画にローリングしていくなかで、大きな時代の変化に対応するため、質の高い行政運営が求められており、計画の中への活かし方への意見になるかと思っています。他にご意見はありますか。

審議会委員：今のご意見はもつともだと思っています。東埼玉道路の周辺には産業集積商業などの新しいまちづくりが予定されています。行政出身ですが、町の組織体をみると、職員数も減っています。個人的には、町職員は企画・政策部門に主力を注ぎ、あとは必要なものは民力を活用するといった考え方もあると思います。ここにおられる委員の方は経営者のような非常に有力で知的能力があることから、そうした力を利用したいいわゆる連絡協議会やプロジェクトチームのようなものをつくり、新しい時代の流れに合った組織体系をつくることといったものです。また、民活のようなノウハウを持っていると思うので、産業誘致などにお力添えができるのではないかと思います。行政の方でそうした土壌づくりをして頂ければと思い参考までに発言させて頂きました。

審議会委員：資料1のP8にある、「町内の商工業の育成」については、今までの意見を反映して頂いたと嬉しく思っています。そして、東埼玉道路や沿線における田島地区と市街化区

域における今後のビジョンについて、早めに青図を作り、民間と行政としっかりとしたビジョンを作っていないと、単なるどこにでもあるものになってしまうと思います。やはり、魅力ある地域にするためには、こうしたビジョンをつくって、民間と行政が協力し、あるいは、県・国の協力を得て、しっかりと青図を作っていないといけないと思います。ぜひそのあたりをしっかりと緻密に作って頂ければと思います。

企画財政課長：具体的には田島地区の話ですが、ぜひその様な姿勢で臨んでいきたいと考えています。

(休 憩)

審議会委員：大綱4 農業のところ、「農業従事者の高齢化や後継者不足など、多くの課題があり」、また、下部に「担い手の確保・育成」とありますが、具体的にどのように対応していくかが疑問に思いました。

環境経済課長：農業の振興についての質問ですが、先ほどの発言のなかにも、T P Pの問題など15品目を聖域から外すようなことが噂されています。そのようななか、町の農業は、ここにあるように高齢化と後継者不足、これは日本全国すべての地域で言えることですが、松伏も例外ではありません。前回の審議会のなかでも、町内の多くの耕作地については、8人くらいの農業者において耕作されているというご指摘も頂いています。また、農業は単に作物を生産するだけでなく、景観を守るという重要な役割もあることや、若手育成するということが非常に重要な取組みとなっています。町の方では農業委員会と協働で、地域の担い手を積極的に進めるということで、プランを提案していくなかで若手農業者を農業にかり出すといった考え方を持っています。ただ、今の農業は儲からないという意識がありますが、それをさまざまな形で農業の6次産業化や地の利を活かしたなかでの特産品開発等でなんとか活性化していくということ、今後農業委員会あるいは地域の農業者、地域の農業団体と協働で取り組んでいくことを考えています。

審議会委員：農業について疑問に思ったことがあります。資料1のP7で「東京から約30kmという地理的ポテンシャルを活かした『都市型農業の推進』を図る」とありますが、東京から約30kmと言われていますが、実際には松伏には駅がなく、こちらから東京に発信するのはもしかすると簡単かもしれません。しかし、東京の方が松伏の農業を求めて来るとなったら、なかなか松伏の人と違って、車に乗るといった文化が少なかったり、やはり電車で来たりと、なかなか求めづらいのではないかと思います。そうしたなかで、そのポテンシャルをどのように活かすのか疑問に思いました。「都市型農業」というのも、言葉として疑問に感じました。

環境経済課長：今のご発言は、都市の方が松伏町の農作物を求めて来るという発想、それも重要な要素だと思います。いわゆる観光として、松伏町に足を運んで頂くということも積極的に進めなければならないと思っています。そのためには、松伏町の農業のブランド化を推進して、さまざまな形で情報を発信して、松伏町に来て頂く必要があります。もうひとつは、松伏町の農作物を都内まで30kmということで、車なら1時間程度で輸送できる距離にありますので、その立地を活かして流通を開発し、松伏町の農作物を都内のデパート、

スーパー等で直接売れるような流通を進めるということもひとつの可能性としてあります。このように松伏町の人が松伏町の農作物を積極的に都市へ運ぶということを、今後10年間の総合振興計画のなかでは必要という考えのもとで記載させて頂きました。

審議会委員：農業に関して興味がありますが、今の規制のなかでそういう計画を進めるのか、例えば本気で農業をやる人が集約して、農協との関係もあると思いますが、そういったものを飛び越えてブランド化して、インターネットで実際に販売することで活性化するという話もあります。今の規制を取り壊さずにそれを進めていかれるのかどうか。規制的なものを一自治体が壊せるのかどうかと思います。

環境経済課長：今の松伏町の農業は、米作と野菜農家の2種類と考えると、野菜農家は主に市場に農作物を出荷して主な収入源を得ています。例えば、いなげやや町内の小売店でも松伏町の野菜を販売しています。最終的にそれをもっと拡大し、大規模な商業的なことができれば、流通コストも省け、町の農産物の新鮮さもアピールできるということも考えられると思っています。

審議会委員：農業に関してですが、私の知っている町内の人でもかなり努力して新しい商品を工夫しています。県や外郭団体の補助金を使って、新しい・珍しい品種を作ったり、ニーズがあるため特定の銀座の無農薬の店に個人的に運んだりしているそうです。例えばトマトでも黒いトマトを1個350円で売るとか、この辺だと150円でしか買ってくれないかもしれないが、行くところに行くのと倍の値段で買ってくれるなど、一生懸命取り組んでいる人たちがいらっしゃいます。しかし、それは個人的なものであって、JAや農業委員会など、私は畑違いで全く分かりませんが、本当に町のブランド品を作ったなら、もちろん利益がないといけないと思います。お米もそうですが、全農がかなりのものを出資して農業を維持してきていると思います。松伏の限られた面積の中でブランドを作っていくには、単独では絶対にできないと思います。それに対し、町として10年間のなかで、松伏町が作ったネギがよいのだとか、お米もしかりだけれども、そういう風に努力していく魅力を行政側として発信していくことが必要だと思います。もちろん財政的な問題もあると思いますが。地元の人たちのアイデアを活かすなり、良い種をどこからか持ってきて獲得しながらなど、ネットワークづくりを本気でやっていかなければブランディングはできないと思います。待っていたのでは絶対にあり得ないのだから。後継者も含め、魅力というものをつくっていくには、後押しが必要です。ひとつは情報の後押し、もうひとつは財政の後押しだと私は思います。町のブランド品をぜひ作ってほしいと思っています。そのためのきっかけとしての組織として、JAやいろいろな団体を巻きこむ手法を考えていかなければならないのではないかと思います。今までは難しかったかもしれませんが、それぞれの団体の組織があって、行政と同じで縦割だと難しいということはあると思いますが、これからはそんなことを言うてはられません。唯一松伏が水に囲まれた良い聖地だとすれば、緑もあるから良いのではなく、維持していかなければなりません、公園も意図的につくらなければ絶対にだめだと思います。それこそ、他の吉川市などに完全に負けてしまいます。10年をみていくと、そうならないための違う角度で、地域密着型の農業や野菜も含めて、やはり計画を次々とたてていかないとブランド品は作れないと思います。素朴な四国のおばあちゃんが、葉っぱをネットワークで売って御殿を作ったなんて、すごく羨ましい取組み

があります。町のなかでも、水があつて、太陽があつて、そこから生み出す魅力というものは計画として作ってほしいと思います。素人としては想いだけしかありませんが、直接農業やっぺらっしゃるJAも含めて、あれだけのパンフレットを作っている以上は、本気で地域の活かし方を率先して行ってほしいと思います。若い後継者が汗水たらしてがんばっていききたいと思えるようなビジョンについて、10年のなかでいうならば、PDCAではありませんが3年かけて1つのプランにかけ、そしてうまくいくことを通して、8年ないし10年後、もしくはオリンピックの年には松伏のネギで外国人のための味付けの素材にしたり等、頑張れる農家であってほしいと思います。夢物語ではなく、せつかく基本構想で10年間の大綱なので、このブランド化は大好きです。それに向けての工夫があつてほしいと思います。

審議会委員：資料2のP29「大綱6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり」の真ん中あたりを読んで頂くと、「災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害発生時に生命や財産を守ることができるよう、地域防災力の向上、災害時要援護者の支援など、総合的な防災体制の充実を図ります。」とあります。これは基本構想ですが、この10月に竜巻が発生しました。こういうのは初めてだと思います。こういうことが起きる世の中になってきてしまったので、災害時要援護者の支援はどのようにやって頂いたかお聞きしたいと思います。

総務課長：今回、10年間の第5次総合振興計画の具体的な内容として、災害時要援護者の支援と記載させて頂いています。災害時要援護者がどういうものかといいますと、昨年度、私どもの方でひとり暮らし世帯や障がいのある方のおられる世帯に希望をとり、申込を頂いて災害時要援護者名簿が完成しました。今年、平成25年度に名簿をつくり、9月に民生委員に名簿を配布し、災害時には安否確認と避難場所への誘導をしてもらうよう、要援護者台帳というものを作成しました。今後は、新たに追加するものもローリングをしながら名簿を整備していきます。そのなかで今回松伏町を襲った竜巻被害の時にも、どう逃げるか、今回は水害ではないので、地元に入って職員で災害対策本部を設置し、家が壊れたという声が多かったことから、避難所を設置しました。今回竜巻であるからということではなく、町の職員は水害、竜巻、台風など一般的な災害に備えて、このような安否確認、避難所整備等を準備しています。

審議会委員：私は教育委員としてこの会議に参加させて頂いていますが、もうひとつは地元での乳幼児教育にも携わっています。基本構想のP24「大綱1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり」ということで、「～子育て支援の施策～」とあります。2行目の「子育てにかかる親の経済的、精神的負担の軽減を図ります。」とありますが、論理的に申しあげますと、今、日本のなかで、私は国の内閣府の新たな制度づくりに関する委員会の一員でもありますが、ここで言う「子育てにかかる親の経済的」というのは、経済力がない家庭が非常に日本で増えており、それは「子育て家庭の貧困化」という表現をしています。残念ながら、今、質の高い学校教育を受けていて学力の高い子どもと、低い子どもの背景のなかに、貧困化が大きく影響しています。それはこの松伏町においても同様だと思います。親の経済的な背景や精神的な負担は極力軽減していかなければならないと思います。ひとり親家庭の自立についても同様に重要な事項です。

次の4行目に「子ども・子育て関連3法」というものがあります。「子ども・子育て関

連3法」について簡単に説明すると、自民・民主・公明党で合意された法律で、3法の施行に向け、国では平成27年度から実施していかなければいけないという取り組み方となっています。その3法が何かというと長くなるので申し上げますが、認可基準など沢山の資料を頂いています。3法の実施のなかで加えて頂きたいのは、「新制度への円滑な移行を図り、」とありますが、3法ということが分からないと新制度ということもよく分からないのではないかと考えています。易しく申し上げますと、「新制度への」は削除し、「幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に向けての円滑な移行を図ります。」というようにすると、イメージが分かるのではないかと思います。子ども・子育て関連3法には「子ども・子育て支援法」と「認定こども園法」というものがあります。その法律を具体的に作って、27年度から実施していこうという計画が国の方でつくられています。その中心にあるのが内閣府で、幼児教育・幼保連携推進室を中心に、この法律づくりに鋭意努力しています。「子ども・子育て支援法」のなかに、「地域・家庭・保護者の支援」という項目があります。その支援のためにどうあるべきかということを知るために、ニーズ調査を今年度中に実施しなければなりません。福祉健康課のほうで、子ども・子育てに関するアンケートがすでにまとまっています。子ども・子育て審議会が組織され、町内から10名の委員が参加しています。そこで検討しているニーズ調査のなかで、地域の中でどのようにしていくかを聞いていく。特に就学前は、就労を今後どのようにしていくかということがひとつ、もうひとつは、未就学児童、就学児童の保護者に対するアンケートがあります。このなかで、これから、保護者が就労をどう願うか、地域のなかで行政として、保護者の就労の方法についてアンケートをとることになっています。そのなかで子ども・子育て支援新制度の要点とポイントという資料があり、そのあたりを取り組んでいくということがあります。

もうひとつは、学校も含め、埼玉には「子育ての目安『3つのめばえ』」というものがあります。これは教育委員会が作成したもので、もうひとつ、「一人ひとりの成長にあわせた子育て」というものがあり、これも教育委員会が作成して、地域に配布しています。このように地域のなかで「①子育て家庭への支援」と②にある「◎子ども・子育て支援新制度への適切な対応」ということは、具体的には県も含めての方向として取り組んでいます。そのため、教育委員会と福祉の方でタイアップしながら、この「未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり」に向かって、教育委員会と福祉が常にリンクしてやっっていかなければ、今後10年間の子育て支援は成り立たないと思います。教育委員会は義務教育だけではなく、地域の子どもの支援をしていかなければなりません。同様に福祉の方も福祉としての支援だけではなく、これからは「学校教育・保育の一体化」に取り組んでいかなければなりません。新制度は27年度から実施されることになり、告示も出るので、松伏でもそのあたりを意識しながら、地域の家庭の支援と就学児童の支援のなかで、学力の向上への取り組みもしていかなければなりません。学校教育の充実はその通りですが、それらも含めてリンクしていき、松伏の質の高い教育・保育に取り組んでいかなければならないのではと思います、提言させて頂きました。

審議会委員：本日頂いた貴重なご意見を基に調整させて頂くこととなります。時間にも限りがありますので、大変恐縮ではありますが、基本構想案への協議はここで終結とさせて頂きま

す。また事務局においてこちらを修正加筆し、これについては事務局にご一任ということでもよろしいでしょうか。これを更に、パブリックコメントの原案として提出されることとなります。さらにパブリックコメントのなかで、ご意見があれば出し頂くという2段階のできるのです、そういったことをご理解を頂ければと思います。内容については、文言の関係で細かい文章整理も出てきます。事務局に一任を頂きたいと思います。

(2) 松伏町第5次総合振興計画基本計画（素案）の施策体系について

・事務局より、配布資料を用いて説明。

■委員意見

審議会委員：全体のイメージが把握できていませんが、例えば「大綱5 利便性の高い快適空間のまちづくり」のなかに「水と緑のネットワーク」が入っていますが、「緑豊か」など、そのような言葉がいろいろなところに入っています。同じような表現の仕方が入っているのをひとつにまとめて明確にしてはどうかと思いました。どこをどのようにいじればよいか、今は明確に申し上げられないのが申し訳ないところですが、松伏の良いところは水と緑や自然の豊かさなどがありますが、いろいろなところに出てきています。そのあたりをうまくまとめられればと思いました。もう少し具体的にお話できなくて申し訳なく思います。同じような文言が入っていてもつたいないと思いました。

審議会委員：「大綱6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり」のなかで大項目5の「2 消費者の自立の支援」はどういうことを想定しているのですか。

環境経済課長：安全な消費生活への支援の意味合いは、さまざまな悪質商法などがあるなか、消費者庁ができ、町でも消費者相談を週に4日開催しています。そのようななかで、町民自らが悪質商法から身を守ることを学んでいただくために、行政では情報を発信していくという意味でこの項目を設けています。

審議会委員：大綱2で2の「2心のバリアフリー化」という難しい表現が使われていますが、普通はバリアフリーという段差をなくすなど、バリアとなるところを具体的になくしていくことですが、「心のバリアフリー」とは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。

福祉健康課長：「バリアフリー」はご指摘のとおり、ハード的には段差をなくす等で障がい・ハンディのある方がその地域で暮らしやすい環境とすることです。もうひとつ、そうした人を取り巻く人の意識、差別とまでは言わないが、「自分とは違う」という意識をなくしていくことによって地域・社会で生きやすくするというようなこととハード面のことを含めて「心のバリアフリー」という表現としました。

審議会委員：差別をなくすということだと思いが、生の言葉だと支障があるからこういう言葉としたのでしょうか。

福祉健康課長：両方合わせて表現できる言葉を探して「心のバリアフリー」としました。段差を無くすのは人であり、人が関わることで段差がなくなるということで、ハード・ソフトい

ずれも皆さんの気持ちが変わる事でバリアフリーとなるという意味で、それをひとつの言葉で表そうとするとこのような言葉になるかと思っています。

審議会委員：その「心」が誰の心かということがわかりにくい。「お互いの心のバリアフリー化」のような表記ならわかるのですが。

福祉健康課長：よりよい表現を考えていきます。

審議会委員：大綱1「2 子どもが健やかに育つ環境の整備」の「1 子ども・子育て支援新制度への適切な対応」とありますが、具体的な役割です。このニーズ調査の頭に「松伏町の子育て環境の充実」という言葉があります。子ども・子育て新制度というのは5年見直しの制度です。これは恒久的に継続していく制度ではありますが、ひとつの制度の言い方でしかありません。できれば環境の整備なので、このように表現すると、行政としてはしていかねばならない、国の財政も含め、実施していくべき計画になってしまうので少し重いのかなという気がします。もう少し幅広く、大きな言い方だと、「全ての子どもの最善の利益のために」という大きな表題があるが、それだと大きすぎるので、「子育て環境の充実」という大きな意味合いで置いておいた方がよいのかなという気がします。ここだけ後で検討をさせて頂ければと思います。これはひとつの制度なので、「適切な対応」というと大変なことです。具体的な施設整備や保護者の支援、これを具体的にやらなければいけないことになってしまうので、あまりこのように書かない方がよいのかなという気がしています。

福祉健康課長：ご指摘のとおり、新制度への対応については、今回消費増税が決まったので、子ども・子育て新制度への財源となることがほぼ確実だということで対応をしていく必要があります。先ほど、委員より介護保険の話がありましたが、同じようにこの制度においても、第5次総合振興計画ができたあかつきには、その下位計画として事業計画を策定することになります。介護保険事業計画はもう第5期ということで実績がありますが、子ども・子育てについては、初めての事業計画ということで、より適切で慎重な対応を行い、なおかつご指摘があったとおり、5年間の計画の後、それをPDCAという形で練り直して改善につなげていくという形で位置づけをさせて頂き、対応していくという考え方です。ご指摘を踏まえ、適切な表現を考えていきたいと思っています。

審議会委員：おそらく一般の人はわからないと思います。それを分からせるためのシナリオ、説明として付けなければ理解して頂けないかと不安がありました。

審議会委員：参考までに。大綱2と大綱7についてお聞きしたいと思います。町の平成25年の施政方針のなかで「シニア青春のまちづくり」という施策が発表されています。これは、シニア世代の社会参加を促進し、生き甲斐づくりあるいは健康づくり、介護予防に取り込んでいくという内容です。このほかに、シルバー人材センターには、平均70歳の会員が250名いますが、仕事を辞めた後何が辛いかというと、居場所がないことだと言います。これからひとり暮らしやひきこもりという問題が出てくるので、ある程度そうした拠点、体操や健康づくりの施設はあると思いますが、社会参加・活動する際の準備や集まるところ、シニアランドのようなものがないかと思っています。それができれば、効果が上がってくるのではないかと思っています。また、行政改革の推進のなかで、今の時代は建物が建てられるわけではありません。今ある公共施設を再構築してやる方法、これはどこ

の自治体でもやっていることだと思います。夕張をはじめ、千葉市も先日発表していましたが、再構築あるいは複合施設を今の施設のなかでつくっていくとのことでした。やはり、読書や囲碁・将棋をして過ごせるなど、文化公共施設がふさわしいのかなと思います。行政改革の推進のなかで、公共施設の建て替えや再構築の計画があるかどうかお聞かせ頂きたいと思います。

企画財政課長：第5次の行政改革大綱の取組みを説明したいと思います。第5次行政改革大綱のなかにも既存施設についての項目があります。老朽化した施設、形態が重複しているものの今後の方向性を見直し、行政改革につなげていこうとする趣旨です。具体的には、赤岩地区公民館をシニア層に対する転換や、農村トレーニングセンターなどのあり方の検討、そのほか旧金杉体育館は今年より取り壊しを開始していますが、その廃止などです。委員からあったシニア世代への対応についてですが、赤岩地区公民館や農村センター等の建物の方向性を変えていくにあたっては、赤岩地区公民館であれば教育委員会の方に相談してどういう方向性がよいのか検討する、また、農村センターであれば、地元で活用している人にどういう方向性がよいのかご意見をいただく、こういったものを積み上げる必要があると考えています。第5次行政改革大綱のなかでは施設の見直しについても項目立てをしているところです。

審議会委員：大綱1の1「1 育児に対する孤独感の解消」は、消極的なので、「育児に対する保護者の支援」などの方が積極的で良いのではないかという気がします。

福祉健康課長：ご指摘のとおり、子育ての相談できる場所づくりや保護者同士を結びつけることをイメージしていますが、うまい表現がなく二転三転して、今はこのような表現となっています。ご意見を受け、表現はわかりやすいものにしていきたいと思います。

(3) 今後のスケジュールについて

- ・事務局より、配布資料を用いて説明。

(4) その他

- ・素案はパブリックコメントにて公開。次回会議は平成25年11月下旬を予定し、基本構想の最終案についてご審議頂く。
- ・本日の審議会での意見をもとに計画案を修正するため、会議後でもご意見があれば、FAXやメールにて事務局までお寄せ頂きたい。

4 閉 会

以 上